⑼　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者となるべき者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑽　本工事は工事しゅん功、引渡の後、改造に関する基本契約を締結する対象工事である。

⑾　本工事は、設計金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴取する工事である。

⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⒁　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。)であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,050点以上であること。)の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

Ａ　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績　電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作(他社への依頼製作を含む)
②　機器の設置
③　試験調整

Ｂ　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置について、下記①②のいずれかを実施した工事

①　機器の製作及び納入（他社への依頼製作は含まない）
②　設置工事のうち機器の設置及び試験調整を実施した工事

求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　主要機器等

①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成17年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。

主要機器　「移動無線設備　標準仕様書　中日本高速道路株式会社」による移動無線設備

同種機器　電波法で定める基地局の無線装置

②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。(引渡し時点から保守部品の供給保証期間は体制を保持すること)

③　主要機器等（設計書で機器製作・改造費としたもの）の改造・修理に関する受注体制を技術資料提出時点で有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出